

第1回 安倉地区防災計画検討会を終えて

1. 開催日程

令和4年9月10日（土）午後7時から約2時間、宝塚市安倉中2丁目2番1号 安倉会館にて開催

2. 課題の共有（知らなかつたり、誤解をされている事）

地区防災計画は、自助・共助による災害時と平常時の防災への取り組みを定めるものです。

（ア）法的なこと

自治会独自の避難場所や方法を行政（市役所）に連絡したとしても行政側から直接の支援を受けることは出来ません。※平成25年（2013年）に災害対策基本法が改正され「地区防災計画制度」による。各まち協（コミュニティ）単位で行う必要があります。

（イ）避難所のこと

- ・市のハザードマップには「指定避難所」「予備避難所」が複数記載されていますが、実際に避難出来る場所は「自主避難場所」となる安倉小学校（宝塚市内で7カ所）のみです。
例えば、安倉北小学校の隣にお住まいであっても、まずは安倉小学校に避難し、全体の避難状況に応じて順次別の避難所が開設され避難者を割り振られる様になります。
- ・同様に、「高齢者だから」「障害認定を持っているから」といって「福祉避難所」が近所にあっても避難することは出来ません。※現時点で避難することができる方は既に決まっています。
ケガをされていても、高齢であっても「安倉小学校」にまずは避難を行って頂く必要があります。

（ウ）住民の意識的なこと

「安倉は災害が無い」と考えている方も多く、防災に対する備えや対策が進まない（議論にならない）事が多い様です。現実には浸水が想定されている地域や、住宅が密集していて延焼の恐れや消火・救助車両の進入が困難な場所も存在します。

以上の様な問題点もあることから、地区防災計画の策定が早急に必要と考えています。

3. 安倉地区防災計画の策定にあたって

全体の取りまとめはコミュニティにて行います。

（ア）策定手順・期間

第1に「連絡網の整備」、第2に「安否確認」を出来るようにし、
第3に「避難場所・ルートの確保」、第4に「避難所の運営」の順番で進めます。
まずは「2」までを視野に行い、ここまで取りまとめた後、市に提出します。
最初の提出まで約1年を予定し、提出後も見直しを重ねていきます。

（イ）各自治会等での自主防災計画について

地区防災計画ではコミュニティでやり方を指定せず、各自治会等で決められている防災計画や安否確認方法を反映させます。
しかしながら、作成されていない場合はコミュニティから基本的なやり方を示させていただきます。
※地区防災計画書にも基本的なやり方として記載致します。

（ウ）自治会や管理組合など地区組織に属していない方への対応

今回は、作成することが可能な組織（自治会・管理組合など）をもって計画の策定とします。
組織的な活動に参加されていない方や、連絡が困難な方については、民生委員さんやケアマネージャーさん等との連携が必要と考えられますので「災害時要援護者支援制度」の活用を視野に進めていきます。

（エ）個別避難場所、防災倉庫（防災備品）

市の総合防災課や、各自治会・管理組合から提出頂きました情報については地区防災計画に掲載致します。

4. 今後の進め方

次回の運営委員会でお話しをさせて頂き、多くの方に参加・協力を頂けるようにしていきます。

第2回 安倉地区防災計画検討会を終えて

1. 開催日程

令和5年1月14日（土）午後7時から約2時間、宝塚市安倉中2丁目2番1号 安倉会館にて開催

2. 検討内容

ア. 第1回 安倉地区防災計画検討会の報告

「第1回 安倉地区防災計画検討会を終えて」書面参照頂きながら策定手順や、検討会以降の運営委員会などで頂いた質問などを踏まえ、今回の「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」提案内容と致しました。

イ. 各防災組織での安否確認方法のご提案

前回、安否確認方法として「高齢者ばかりで連絡網が機能しない」などのご意見がありましたので、「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」9ページの安否確認方法を提案させて頂き、各ご家庭にも協力を頂きながら各自治会（自主防災組織）さん等がスムーズに確認が出来る方法と致しました。

ウ. 各防災組織から連絡頂きたい安否情報及び、連絡先の確認

今回の地区防災計画において、各自治会さんなどに必ずやって頂きたい事は下記の安否情報を伝えて頂くことのみとなります。その方法は各自治会さんなどで決めて頂いたやり方で構いません。

A. 連絡頂きたい安否情報

「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」11ページの「災害時安否情報連絡票」を記載頂き、コミュニティ安倉の防災対策本部に伝えて下さい。伝えて頂いた内容を取りまとめ市役所の防災対策本部に伝えていきます。

また、市役所から個別に避難情報は入りません。各自で災害情報を入手する必要があります。市役所のホームページでも紹介されていますが、情報先のホームページアドレスを10ページに記載致しました。防災無線についても聞き取りにくいとのお話を伺いますが、「あなたのスマートフォンから防災情報が流れます」（別途配布書面）アプリを入れることでスマホから確認する事も出来ます。

B. 連絡先の確認

各自治会（自主防災組織）さんとコミュニティ安倉防災対策本部との連絡方法については、今後各担当者さんの連絡先を確認させて頂き、グループLINEなどの利用を含めて調整をさせて頂きたくと考えています。地区防災計画書に個別のお名前などを記載した場合、担当者が変わる度に計画書の再提出（変更届）が必要となりますので記載は行いません。

エ. 災害時要援護者支援制度の説明と、防災計画での対応ご提案

A. 災害時要援護者支援制度の説明

高齢者などに対しては「災害時要援護者支援制度」（「みんなで たすかる たすけあう」冊子参照）がありますが、利用するためには一定の条件があります。また制度を利用して避難支援組織の方が必ず避難所に搬送してくれるというものではありませんので、個別で支援してくれる方を事前に探さないといけません。また、避難に関する個別の情報（個別避難計画）も最初に駆けつけてくれると思われる近隣の方には伝えられていない為、災害初動としては難しいと思われます。よく似たもので「安心キット」と言う物もありますが、こちらは医療情報にのみ特化しており避難情報が無く「災害時要援護者支援制度」と同様に近隣の方が利用することは個人情報保護の面からも認められていません。

B. 防災計画での対応ご提案

上記のことから、個人情報を誰が管理するかがネックとなっており、今回の地区防災計画では「災害時緊急支援医療情報」として各個人で必要情報を管理し、緊急時に近隣の方にも見て貰って構わないとして提案させて頂きました。（「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」17ページ参照）今後、行政側で取り扱い情報の一本化など集約頂けることに期待したいところです。

才. 避難する際に準備頂くこと

実際に避難所に避難した場合、「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」21ページにある「避難者カード」を避難所で記載をしなければなりません。災害時、まともな照明も無く、豪雨の中やっと避難してきて記載することはかなり厳しいと考えられますので、地区防災計画書で事前に配布・記載を頂き19ページに紹介させて頂いている持ち出し品と一緒に避難所に持ってきて頂くように致しました。また、最近では太陽光発電設備を付けられているご家庭も多いですので、災害時に自宅を離れる際、電気・ガスの閉栓に加え太陽光発電の配電を止める事を案内致しました。

力. その他、疑問点の意見交換

- ① 「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」11ページ「災害時安否情報連絡票」の安否確認状況「避難所避難／青」と「勝手避難／青」との区別がつかないが、どうすれば良いか？
玄関先に「青（避難済み）」が括られていたら、避難先が避難所か勝手避難（駐車場や空き地など）かわからない。
※避難所の避難詳細を市役所から頂けるか不明ですが、確認して記載方法を改めて御案内を致します。
- ② 「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」9ページで在宅避難をする場合の方法や、各家庭での準備する事などを計画書に載せれないか？
※方法など確認し、計画書に掲載するか別で書面とするかを改めて御案内を致します。
- ③ 「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」19ページの非常持ち出し品チェックリストに「お薬手帳」を入れた方が良くないですか？
※リストに追加するように致します。
- ④ 「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」13ページの避難行動支援者施設は、避難する側が避難場所などと誤解する恐れがありますので、計画書からは削除するとの事ですが、現在当施設（せいれいの里）では災害時にどの様な支援を行っていくかの検討を皆で行っています。何か支援できることがあればと考えていますが、どうでしょうか？
※まず、現時点では安否確認とその連絡網整備を主に防災計画書としています。支援頂けることは非常にありがたいことで是非御願いしたいところではありますが、個別に協定を結んでお名前を掲載してしまうと災害時に搬送など支援の要請や避難者が施設に殺到する恐れが非常に高くなります。地区防災計画書はこれ以降の変更をしないという物ではありませんので、市の総合防災課とも協議し協力体制を整えてから掲載・案内を進めさせて頂ければと考えています。
- ⑤ 避難所に避難する際にペットの取り扱いをどの様にするのか考えて欲しい。
※今後、避難所の運営マニュアルを作成していくので、その中で「ペットの避難」や「車での避難」について、改めて打ち合わせをさせて頂きたいと考えています。
- ⑥ 今後の流れについて
※今回、作成を進めている「コミュニティ安倉地区防災計画書」については、計画策定主体となる団体（「コミュニティ安倉地区防災計画書（案）」3ページ）個別に同意書などを記載頂かず、コミュニティ安倉に参画されている団体に関しては5月の定期総会議案として出させて頂き決議をもって計画策定団体として市に計画書を提出する手順で進めさせて頂きます。

今回の検討会で確認など持ち越しとなった内容につきましては、運営委員会などで改めて回答を致します。また、あとで「これどうするの？」など疑問や「こうして欲しい」といったご意見がありましたら、運営委員会などでも構いませんし、作成担当までお電話頂きましたも大丈夫です。

以上

安倉地区防災計画への問い合わせ（1/30 受付）

1. ペット（犬）と一緒にいる車イスの障害者は

基本的に「人」と「ペット」の対応は、それぞれ別で考へるようになります。

災害時要援護者支援制度と同様に、ペットに関する事も普段から支援頂ける方を飼い主の方が責任を持って探して頂く必要があります。

また、ペットの災害支援に関しては人の支援に対して1週間から10日ほど遅れる傾向にありますので、その間の食事など備えておく必要があります。

※宝塚市のホームページでも「ペット動物の防災対策」

（<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/1013056/1013223/1025917/1016570.html>）

として、案内がありますので参考として頂ければ幸いです。

今後、避難所運営マニュアルの作成にあたっても、まずは「人」に対して必要となる物から準備する事となりますので「ペット」に関しては飼い主の方や、その支援者の方が主体的に対応を頂くこととなります。

2. 犬・・・登録済みか、狂犬病は

前項と同様となります。飼い主の方や、その支援者の方が主体的に対応を頂くこととなります。

災害時には避難所を利用する可能性があることを考慮頂き、普段から「ペット防災手帳」等を活用して頂ければと考えています。

3. 入り口は混雑を避けること、21ページの「避難者カード」記入は室内で、後で回収

今後、避難所運営マニュアルの作成にあたって人員の配置などを含めて検討をさせて頂きます。

4. 駐車場-グランド使用へ。車中泊の人もいる。

基本的には、避難所の敷地内には避難する方個人の車両進入はご遠慮頂きたいです。

これは、避難所施設に避難者全員が収容できない場合など、自衛隊や行政機関からテントや支援物資の受け入れ場所、別の避難場所へ搬送する車両の出入りやその駐車場所を最大限確保する為です。事情により車での避難を希望される方はタクシー・近隣コインパーキングの利用をお願いします。

（今後、避難所運営マニュアルの作成にあたっても明記することとなります。）

車中泊での避難を希望される方は、各自で駐車場など「勝手避難」として見込んでいます。

また、今後は近隣の企業さん（例えばオートバックスさんやコープさんなど）にも協力を御願いし、災害発生時の駐車場利用に関する協定を結び、一時避難利用が出来るように御願いをしていきたいと考えています。

5. トイレの問題（数、女子用、清掃）

避難場所のトイレでは不足することは充分に考えられます。

簡易トイレの購入を含め、今後、避難所運営マニュアルの作成にあたって検討をさせて頂きます。

6. 安否確認、布の括り付けは窃盗・侵入盗が発生する危険がある。

この問題は当初より検討致しました。災害発生時の窃盗（いわゆる火事場泥棒）につきましては、現状、布を括り付けていなくても発生しています。

布を括り付けて「空き家ですよ」とアピールすることを懸念されていることかと思いますが、辺りが暗くなれば動く光りの無い家は空き家であることは一目で判明しますので、時間の問題と判断致しました。

また、過去の大規模災害発生地域では、安否確認の際に玄関ドアなどに消防や行政等がスプレーでマークを書いて回っていました、連絡下さいとの貼り紙をしていったりと、布を括り付けるどころではない対応をされていますので、そもそも災害地域で防犯パトロールをするなど別の活動が必要となると考えています。

第3回 安倉地区防災計画検討会を終えて

1. 開催日程

令和5年4月15日（土）午後7時から約1時間半、宝塚市安倉中2丁目2番1号 安倉会館にて開催

2. 検討内容

ア) 安倉地区防災計画書提出にあたり内容の確認

今回検討会の主題となります。

「コミュニティ安倉地区防災計画」(Ver.4.3)の市への提出にあたり、最終の内容確認を行いました。

・今回提出を目指している地区防災計画は、過去2回の検討会や運営委員会でも説明をさせていただいております通り、最低限度の内容となっている（策定手順の第3にかかるところまで）為「避難する為に玄関を出るところ」となっています。

市に提出して「これで終わり」と言うもではありませんので、避難所の運営など今後も検討を続けていくこととなります。

・「コミュニティ安倉地区防災計画」(Ver.4.3)の内容について、訂正や変更などありませんでしたので、次の総会議案として提出させて頂くことと致しました。

※今後のスケジュール

令和5年5月21日(日)に開かれる総会議案として提出します。

万一否決となれば再度検討会を開き可決できるように検討を致します。

無事に総会を可決すると、申請書面と併せて市役所総合防災課に提出（締切りは11月）内容のチェックが入り、来年5月の防災会議（年に1回）で審議され承認された後に決定となり、市のホームページで公表されるようになります。

イ) 協力頂ける企業・団体と協力体制の提案

ここからは、安倉地区独自の防災計画、防災対策の御提案となります。

総合防災課によると、現状各地区の企業・団体との協力体制は行っておらず、災害発生後にボランティアとして受付をする形となっています。（受付は市の総合防災課ではなく宝塚ボランタリープラザ「z u k a v o（ツカボ）」が行います。）※消防などの行政組織は別です。

その為、大規模災害が発生してからボランティアの方が来るまでに早くても10日程度が必要となってしまいます。

この「10日間（実際にはもっとかかるかも）」は被災した人たちで何とかしなければならない期間となる為、自治会・自主防災組織にとどまらず地区の企業・団体と事前に協力できる体制をとりたいと考えています。※被災した人たちで生き残る為の仕組み作りを目指しています。

イメージとしては、

- 協力頂ける企業・団体は、事前に「出せる人員」「車などの機材」「物資（提供・貸出）」「対応時間帯」などをコミュニティ安倉（まち協）に登録（書式などは別途検討します。）しておきます。
- 大規模災害発生時、コミュニティ安倉は避難所となる安倉小学校に対策本部を設置しますので、事前登録頂いた企業・団体も対策本部に集合（場合によっては連絡）します。
- 各自治会等から寄せられる安否情報を基に、コミュニティ安倉対策本部から搬送などの応援や、避難所の運営支援を行って頂く様に連絡します。

といった感じで、対策本部メンバーとして活動を頂く様に考えています。

ボランティアの事前受付など、まだまだ問題点もありますが大枠としての御提案となります。

また、災害は「安倉地区だけ」発生するというもではありません。ある程度の地域で同様の被害が出るもと考えられますので、先々の話ではありますが隣接する地区との避難や救援連携を検討する必要もあると考えています。

ウ) 在宅避難者への支援体制の説明

総合防災課によると、在宅避難者への食糧などの支援は基本的にありません。市が備蓄している食糧も避難所に避難する事を想定している人数に対して2日ともたない程度しかありません。市外からの救援物資についても各避難所に振り分け・搬送となると行政だけでは難しく、ボランティアの手を借りる必要がある為、早くても1週間程度かかる見込みです。

その為、行政からは1週間程度は各自で生き残るように備蓄をお願いしています。

在宅避難をしながら避難所サービスの利用を希望する場合は、「避難者カード（世帯単位）」（コミュニティ安倉地区防災計画 23 ページ）の①支援区分「在宅のまま避難所サービスの利用を希望」にチェックを入れて頂き避難所に提出が必要となりますので、留意して下さい。

エ) その他、疑問点などの意見交換

① 他の地区では車での避難を訓練されていますが、安倉地区ではどうですか？

安倉地区では避難所への車での避難は、

- ・災害発生時に自宅から避難所までの道路に亀裂や段差、瓦礫や倒壊した家屋などが落ちており、安全に移動できるかわからない。

- ・災害避難時は、かなりの悪天候が想定される中の運転となり、避難する歩行者も相当数おられることから交通事故による二次被害を避ける。

- ・狭い道に車両が集中することで車同士の接触事故や、脱輪など、自身の車両が動かなくなることで本来必要な救助車両や避難者の行動を妨げてしまう。また、事故を起こす事で警察への通報や事故処理の負担をかけることで救助や救援活動を妨げてしまう。

など、災害初動時の「人命を守る」事からも、自身が避難するための車利用はあり得ないと考えています。

では、災害時要援護者支援制度などで自力避難が出来ない方の為に搬送する車両が必要な場合に備え、前項（イ）の様な、特定する個人のためだけの車による避難ではなく、ボランティアとして不特定多数の方を助けて頂ける企業さんなどを事前登録（又は許可）していくことを考えています。

また、浸水が想定されている所の方が「車を避難させたい」というお気持ちも理解できますので、駐車場を有する企業さんに協力ををお願いして避難場所とは別に「災害時の車両一時避難場所」として駐車場をお貸し頂ける様にお願いの話しをしていく予定です。

② この後（市の審査・承認後）は、どうなりますか？

今回市に提出を計画している「コミュニティ安倉地区防災計画」は、各自治会さんなどに安否確認と連絡を御願いしている内容（まち協が無かった頃であっても、市役所に対して必要な内容）となっており、出来る限り作業のご負担の無いようにしています。

このあと本来の目的となる「早期の安倉北小学校の避難所開設」をする為には、避難所を誰かが運営する必要があります。（併せて避難所運営マニュアルの作成も必要です。）

その為、誰がやるかの調整なども必用となってきますので、現在のようなペースでは進まないと思われますが「自分たちの命を自分たちで守る」事でもありますので、お力添えを頂けるものと考えています。

オ) 「コミュニティ安倉地区防災計画」の一部訂正

検討会終了後、「コミュニティ安倉地区防災計画」の文言、表示について連絡があり、

- ・4 ページ、「つねに」、6 ページ「障碍」に文字訂正。

- ・7 ページ、「防災対策本部」の文字追記、電話番号表記を統一訂正。

- ・18 ページ、「右耳」に文字訂正。

- ・21 ページ、チェック欄の文字サイズを統一訂正。

をし、総会資料と致しました。

在宅避難者への支援に関する問い合わせ (6/27 受付)

1. 宝塚市での現状

宝塚市では災害発生直後、在宅避難者に対して個別に食料などの支援をプッシュ型（何もしないでも行政側から連絡が来る形）で行われることは基本的にはありません。

その為、在宅避難をされている方が避難所と同様の支援などサービスを希望する場合は、少なくとも「避難者カード（世帯単位）」（コミュニティ安倉地区防災計画 23 ページ）に①支援区分「在宅のまま避難所サービスの利用を希望」にチェックを入れて頂き、各自（サービスを受ける方）で避難所に提出する必要があります。要するに、行政としては「避難所において対応を協議し、その時出来ることをやるので明確な約束はできない。」ということだと考えます。

また救援物資についても各避難所に振り分け・搬送となると行政だけでは難しく、ボランティアの手を借りる（実際には、宝塚ボランタリープラザ「z u k a v o（ツカボ）」が主として活動）必要がある為、支援が手元に届けられるまで1週間程度かかる見込みです。支援体制が整っていない時点では、救援物資などを各自で避難所まで取りに来ていただいたりする事になると考えられます。

この様な事情から、行政からは1週間程度は各自で生き残れるように備蓄をお願いしている状況です。

つまり、災害発生から1週間ぐらいまでの間は、被災した地域の人たち自身で支援活動（助け合い）を行う必要がある事をご承知おきいただけますと幸いです。

※第3回 安倉地区防災計画検討会(令和5年4月15日)にて話し合われました。

2. 他府県の状況

今回、お問い合わせいただきました資料

- ・愛知県の避難所運営マニュアル各運営班の業務【在宅避難者等支援施設】
- ・東京都国分寺市発行、「在宅避難という選択」

について資料やホームページなどで公開されている情報を確認いたしましたが、

【在宅避難者等支援施設】【地区防災センター】【地区本部】などの名称で災害発生時に在宅避難者に対する支援体制を設置することとされていますが、その実行主体（実際に活動する人）は、

- ・施設の管理者や在宅避難者等支援施設を利用する組の代表者などで協議して決める。
- ・自治会・町内会・防災会などが設置し、在宅避難者への支援の取りまとめを行なう。

とされていますので、事実上、実行主体が具体的に決められておらず「行政が主体で在宅避難者を支援する」という仕組みとなっていません。

前項1.「宝塚市での現状」と実質的にはあまり変わらない内容ではあります。

3. コミュニティ安倉地区防災計画検討会での取り組み

コミュニティ安倉では現在、安倉地区独自の防災計画・防災対策の御提案として、「第3回 安倉地区防災計画検討会」でも提案をさせていただいておりますが、

被災した人たちで何とかしなければならない期間を、自治会・自主防災組織にとどまらず地区の企業・団体と事前に協力できる体制をとりたい（被災した人たちで生き残る為の仕組み作り）と考え、協力頂ける企業・団体と協力体制の約束事（協定書）内容について、市の総合防災課と検討作業を行っているところです。

この仕組みづくりができれば、本格的なボランティア活動など被災地以外からの支援活動が稼働するまでの期間、在宅避難の方への支援にとどまらず救助や支援を求める方の手助けを少しでも行うことが出来るものと考えています。

※この取り組みが、前項2で言うところの【在宅避難者等支援施設】【地区防災センター】【地区本部】などの名称にあたる組織となります。

前例の無い事ですので法的な事など、行政とも話し合いをしていかないと危うい事もありますので、時間をかけてでも地固めをして進めたいと考えています。